

文京区医師会
定款施行細則
付属診療所運営規約

平成17年 4 月

社団
法人 文京区医師会

社団法人文京区医師会定款

施行細則

第 1 章 地 域

(地 域)

第 1 条 文京区医師会の地域は、文京区本郷、湯島、西片、弥生、根津、向丘、千駄木、本駒込とする。

第 2 章 会 員

(入会資格)

第 2 条 前条の地域に住所を有し、開業或は勤務する医師であること。ただし、特別の事情があり、理事会で承認された者はこの限りではない。

(会員の種別)

第 3 条 定款第 5 条に規定するもののほか、理事会の承認を得て特別会員を指名することができる。

2. 特別会員は 80 歳以上の者で、会費を免ずる。

(名誉職その他)

第 4 条 定款第 17 条のほか、名誉会長および名誉顧問を置くことができる。

2. 名誉会長は、この法人に貢献をした者のうち総会で承認された者とする。

3. 名誉顧問は、この法人に貢献をした者のうち会長が推薦し総会で承認された者とする。

(顧問)

第 5 条 顧問は、会長経験者で、理事会に出席することができる。
顧問の任期は2期4年とする。

第 3 章 役 員

(定員及び補充)

第 6 条 理事は12名とし、必要に応じ理事会の承認を得て、定款の規定以内において定員を変えることができる。

2. 会長、副会長以外の理事が欠けたときは、理事会の承認を得て、理事の代行を置くことができる。

第 4 章 会 費

(入会金)

第 7 条 入会金は次のごとく定める。

(1) B会員 20 万円

(2) A会員 80 万円

(3) B会員からA会員への変更時入会金

〈B会員期間〉

1年未満	A会員とB会員の入会金差額の100%	相当額
3年未満	〃	90% 〃
5年未満	〃	80% 〃
10年未満	〃	60% 〃
10年以上	〃	50% 〃

第 5 章 医 道 審 議 会

(審議会の記録)

第 8 条 審議会の委員長は、記録簿を作成しなければならない。

第 6 章 部 会

第 9 条 この法人に、次の部会をおく。

- (1) 第1部会
- (2) 第2部会
- (3) 第3部会
- (4) 第4部会

(部会長)

第 10 条 前条の各部会より、理事会の議を経、1名を選任する。

(部会長の職務)

第 11 条 各部会長は、緊急事項を会員に連絡をするものとする。

第 7 章 選 挙

(投票)

第 12 条 選挙は、無記名とし委任投票は認めない。

(候補者)

第 13 条 候補者は立候補または推薦候補とする。

2. 前項の場合は2名の推薦者を必要とする。

(候補者氏名の通知)

第 14 条 会長は、立候補届出締め切り後7日以内に、候補者氏名と、その推薦者氏名を会員に通知しなければならない。

第 8 章 会 計

(経 理)

第 15 条 本会計には、一般会計、文京区医師会附属診療所特別会計、事務処理受託等特別会計の3会計をおく。

2. 予算内の経費は、大科目の中で相融通することができる。

第 9 章 表 彰 及 び 弔 慰

(表彰及び弔慰)

第 16 条 この法人に特に功労のあったもの又は善行のあったものは、理事会の決議を経て会長が表彰する。

2. 会員逝去の場合は、直ちに会員に通知し、弔慰をあらわす。
3. 弔慰金については理事会の決議による。

第 10 章 事 務 局

第 17 条 事務局は事務局長または事務局長代理、若干名の職員で構成する。

付 則

1. この細則は、平成 10 年 1 月 23 日より施行する。
2. この細則は、平成 10 年 12 月 25 日より施行する。(第 3 章第 6 条)
3. この細則は、平成 12 年 3 月 10 日より施行する。(第 10 章第 17 条)
4. この細則は、平成 13 年 3 月 31 日より施行する。(第 3 章第 5 条)
5. この細則は、平成 13 年 11 月 1 日より施行する。(第 4 章第 7 条)
6. この細則は、平成 15 年 4 月 1 日より施行する。(第 2 章第 3 条)
7. この細則は、平成 16 年 4 月 1 日より施行する。(第 8 章第 15 条)
8. この細則は、平成 17 年 7 月 4 日より施行する。(第 3 章第 6 条)
9. この細則は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。(第 4 章第 7 条)

文京区医師会付属診療所運営規約

(開設及び管理)

- 第 1 条 付属診療所の開設者は、社団法人文京区医師会会長とする。
2. 付属診療所の管理者は文京区医師会理事会の互選により選出され、文京区医師会総会の承認を得たものとする。

(目 的)

- 第 2 条 付属診療所は地域住民の健康保持、増進、公衆衛生の啓発指導を目的としてオープン診療所として運営される。

(資格及び業務)

- 第 3 条 付属診療所に勤務する医師は、原則として文京区医師会会員とする。
2. 付属診療所の依頼により、予防接種に従事する医師は、付属診療所に登録され、文京区医師会会長と契約し、地域行政に対し承諾書を提出したものが予防接種を行うことができる。
 3. 休日診療及び休日準夜診療に従事する医師は文京区医師会会員によるものとする。
 4. 付属診療所の勤務医師は、地域における都及び区の委託による各種検診(健診)を行うことができる。
 5. 地域医師は、文京区医師会会員に限らず、付属診療所を利用することができる。
 6. 付属診療所にての診療患者は原則として医師会員の紹介または依頼によるものとする。

(会 計)

- 第 4 条 付属診療所に余剰金を生じた時は、文京区医師会総会の議を経て、文京

区医師会本会計に繰り入れることが出来る。

(運 営)

第 5 条 運営に当たっては、文京区医師会役員が運営するものとし、その任期は文京区医師会役員のそれに準ずるものとする。
但し再選をさまたげない。

付 則

1. 本規約は平成2年4月10日より実施する。
2. 第2条は平成12年9月22日より実施する。(オープン診療所追記)
3. 第3条6は平成12年9月22日より実施する。